

江差町 北の江の島拠点施設（仮称）道の駅「かもめ島」整備事業 募集要項等に関する質問回答

(令和7年3月28日)

No.	資料名	項目						質問内容	回答
		頁	第	項	号	ア	(ア)		
1	募集要項	9	3	2	(3)			<p>構成企業について</p> <p>構成企業に親会社として参画し、道の駅の機能としてグループ会社を活用する場合、会社ごと（親会社及び子会社）の登録申請が必要でしょうか。あるいはグループの代表企業（親会社）のみで問題ないでしょうか。また、グループ会社へ委託する場合、出資比率の制限はありますでしょうか。</p>	<p>募集要項 P9 に記載の「構成事業者の参加資格要件(1) 共通事項」にあるとおり、会社ごとに業務の委託等に係る競争入札参加資格が必要となります。また、グループ会社へ委託する場合の出資比率の制限はありません。</p>
2	募集要項	14	4	2				<p>募集及び選定スケジュールについて</p> <p>提案書受付期限は6月6日(金)となっておりますが、最適な提案書を作成するには期間が不足するため、1週間から10日程延長して頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>本業務の公募スケジュールは、全体的な事業スケジュールを踏まえながら地域の DBO 事業の公募スケジュールを参考に設けております。提案書制作に関する時間を十分に確保できないのご指摘ではございますが、選定スケジュールの遅延は全体の事業スケジュールにも影響を及ぼすことから、大変申し訳ありませんが期限までの提出をお願いします。</p>
3	要求水準書	38	5	3	(6)			<p>キャッシュレスについて</p> <p>フルキャッシュレス対応は可能でしょうか。</p>	<p>フルキャッシュレス化については提案者の裁量範囲であり、可能と考えております。ただ、本施設は公的施設として地域内外の幅広い客層に対応していただくことを前提としております。審査基準書の運営に関する事項などを参考にしながら、地域の実情を踏まえた提案を頂くことを期待しております。</p>
4	要求水準書	41	5	4	(2)	イ	(エ)	<p>子ども遊戯施設利用料無料基準について</p> <p>上ノ国町民が入っている理由と隣接している他町との棲み分けを教えてください。</p>	<p>江差町と上ノ国町は、令和2年6月に持続的な住民サービスの向上等に寄与することを目的に「江差町・上ノ国町自治体間連携協力に関する協定」を締結しているため、江差町民の利用条件と同様に利用できることとしています。</p>
5	様式集及び記載要領	2		(2)	8			<p>設計・工事監理等事業者調書について</p> <p>設計・工事監理等事業者調書の項目に、都市計画法第31条及び都市計画法施行規則第19条の規定に基づく資格を有することを証明する書類の写しと記載がありますが、募集要項 P.10 の(2)設計事業者イの項目が削除されましたので、不要と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>ご見解のとおりです。</p>
6	様式集及び記載要領	10						<p>参加表明書について</p> <p>(様式2)の参加表明書は全ての構成員を記入し、(様式3)のグループ構成員及び役割分担は各分野を担当する事業者ごとで宜しいでしょうか。</p>	<p>様式3につきましては、様式2に記入頂いた各構成員の役割分担について記入頂くとともに、各構成員の担当者について記入頂くことを意図しております。このため、様式3については様式2に記入頂いた全ての構成員分の役割分担並びに担当者を記載して頂くことを想定しています。なお、記載欄が不足する場合は適宜本様式に準じたものを追加して頂けますと幸いです。</p>